

平成30年度 鹿児島地方最低賃金審議会
(臨時)鹿児島地方最低賃金専門部会 議事録

開催日時	平成30年7月30日(月)午後4時08分～4時20分		
開催場所	鹿児島合同庁舎 第2会議室		
出席者	公益代表委員 (3名)	石塚孔信	竹中啓之 山本晃正 (敬称略)
	労働者代表委員 (3名)	喜納浩信	下町和三 新内親典 (敬称略)
	使用者代表委員 (3名)	岩重昌勝	内道雄 濱上剛一郎 (敬称略)
	事務局 (4名)	田之上労働基準部長	上ノ原賃金室長 田代賃金室長補佐 有村給付調査官
議題	1 最低賃金法第25条に基づく公示による意見書の取り扱いについて 2		
配付資料	なし		

石塚部会長

それでは、ただ今から平成30年度臨時の鹿児島県最低賃金専門部会を開催いたします。

まず、本日の部会の成立につきまして、事務局から報告をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

上ノ原賃金室長

本日は、公益側委員3名、労働者側委員3名、使用者側委員3名の合計9名の委員に全員にご出席いただいておりますので、定足数を満たしており、本専門部会は有効に成立しておりますので、ご報告いたします。

石塚部会長

ありがとうございます。それでは、本会は成立しているとのことですので、早速審議に入りたいと思います。

先ほどまで開催されました第2回本審において、申し出のあった団体から例年どおり専門部会で意見陳述を受けることになると、8月1日に開催予定の第2回専門部会で審議し、8月2日開催予定の第3回専門部会で意見陳述を行うこととなり、日程的に非常に遅くなるので、8月1日に開催予定の第2回専門部会で、これを行うために、本日の本審の場で意見陳述について審議できないかとの提案がありました。意見陳述の取り扱いについては、本審の場で審議したところ、本審終了後に臨時の専門部会を開催し、そこで審議することになりました。

今年度の意見陳述の取り扱いについて、各側のご意見を伺いたと思います。まず、労側いかがですか。

新内委員

これまでも意見陳述は認めてきておりますので、やはり、違う団体で、違う考えもあるかと思えますので、例年どおり認めていただければと思います。

ただ、複数で意見陳述をしたいという要望があったのではないですか。

上ノ原賃金室長

そのような要望もありましたが、そこをどうするかはこの場で決めていただければと思います。

新内委員

今までは一人でしたが、複数となると、いろいろな職種があるということで、それはそれで分かりますので、ただ、10分程度というのを大きく超えるというのは、具体的な議論の時間が少なくなってくると、本末転倒のような気がします。トータル時間はそんなに増えない中で、10分以内の中で、それが可能なのかなと、それで向こうが、十分主張ができるのかというのが逆にありますので、そこらを複数の場合でも、トータル時間は10分で、がちがちにというつもりはありませんが、トータル時間が同じくらいであれば、複数でも構わないのかなと労側は思っています。

石塚部会長

労側の意見は、そういったことです。例年どおり意見陳述は行って、そして、トータルで10分程度ではどうかということですか。使側はいかがでしょうか。

濱上委員

数は複数でも、ということなんですよ。

新内委員

複数でも、ということですが、審議の時間に影響があるといけないから。

上ノ原賃金室長

申出書が提出された時に、県労連の方から、そのような、複数にはできないのかという話がありました。要は、例年一人来て10分間説明をされているのですが、その方が、色々な傘下の団体から意見を聞いて、それを集約したものを自分は述べているのだという話がありました。その時に、複数で行えばもっと多くの意見を集約して意見が述べられるのではないかという話があったので、そのような要望があったことを委員に伝えて判断していただくということになったわけです。

石塚部会長

そうすると、今までは、複数の意見を集約して、お一人の方が説明をしていたということで、今回は、具体的にはどうしたいということですか。

上ノ原賃金室長

具体的には聞いておりませんが、ただ、そのような要望があったので、ということでお伝えしているわけです。要望としては、ひょっとすると時間を増やして欲しいということもあるのかもしれませんが、今の委員の皆様の考えでいくと、その時間を複数で、三者は無理でしょうから、二者ぐ

らいでどうかな、ということですが、一応、今日決まって、向こうが対応できるのかということも考えられますが。そこはどうでしょうか。向こうに任せるかどうかですが。

石塚部会長

時間を決めて、向こうに任せるということで。使側の方はそういった形でよろしいですか。

濱上委員

時間を守っていただければ。

石塚部会長

中身は、単独でされるにしても二人でやられるにしても、10分以内で行っていただくのであれば、よろしいですよ、ということにさせていただきます。それで、意見陳述については、1名、あるいは複数でもいいが、10分以内で行って欲しいと、いうことで、意見陳述を行ってもらうことでよろしいですか。

(異議なし)

石塚部会長

ありがとうございました。意見陳述は、本年度は10分以内で行う、人数については、1名でも複数でも構わないということにさせていただきます。

それでは、意見陳述を希望されている方への連絡はどうなりますか。

上ノ原賃金室長

意見陳述を希望されている方へは、事務局から連絡をさせていただきます。

石塚部会長

それでは、事務局にお願いします。2日後のことなので、よろしくお願いします。

石塚部会長

他に何か審議しておくことがありますか。

(意見なし)

上ノ原賃金室長

昨年度は、今回の臨時の専門部会を第2回の専門部会としてカウントして、第2回以降の専門部会の回数を順次繰り下げていりましたが、分かりにくくなると思いますので、今年度は、臨時の専門部会は、臨時のままで、以降の専門部会の回数の繰り下げは行わないということにさせていただいてよろしいでしょうか。

石塚部会長

そちらの方が事務手続きを進めやすいのであれば、それでも結構です。皆さん、よろしいですか。

(異議なし)

石塚部会長

次回は、第2回で、これは臨時ということです。それでは、次回は、8月1日、水曜日の午後2時から第2回専門部会を開催させていただきますので、よろしくをお願いします。場所は、ここです。

最後に議事録署名者を指名しますが、労側は新内委員、使側は濱上委員をお願いします。

本日は、これで、臨時の専門部会は閉会します。ありがとうございました。

議事録署名

部 会 長 _____

労働者代表委員 _____

使用者代表委員 _____